

はじめに

(1) 趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（以下、「点検・評価」という。）を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会への提出と併せて、これを公表することが義務付けられています。また、同条第 2 項の規定に基づき、点検・評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとされています。

本報告書は、同法に基づき、令和 6 年度における点検・評価の結果を報告するものです。

【参考】地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

(2) 点検・評価の目的

教育委員会は、首長から独立した立場で、地域の学校教育、社会教育等に関する事務を担当する行政機関として、全ての都道府県、市町村等に設置されている行政委員会です。その役割は、様々な属性をもった複数の委員による合議により、専門的な行政職員で構成される事務局を指揮監督し、中立的な意思決定を行うこととされています。

点検・評価は、効果的な教育行政の推進に資するものであり、また、市民への説明責任を果たし、信頼性の向上を図ることを目的として行うものです。

(3) 点検・評価の対象とする事務

本市では、教育の充実に向けた基本的な方向性を定める指針として、「第 3 期未来をつくる堺教育プラン（令和 3 年度～令和 7 年度）（以下、「第 3 期プラン」という。）」を策定しました。本報告書では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定する教育委員会の権限に属する事務事業のうち、第 3 期プランに掲げた施策の効果的かつ着実な推進のために、基本施策及び主な事業を対象として点検・評価を行いました。

(4) 点検・評価に当たって

令和 6 年度版では、第 3 期プランの最終年度である令和 7 年度の目標値達成に向け、また「（仮称）第 4 期未来をつくる堺教育プラン（以下、「次期プラン」という。）」の策定に向けて、第 3 期プランに関わる令和 3 年度から令和 6 年度までのすべての施策及び事業・取組を総括的に振り返り、施策単位での点検・評価及びヒアリングを実施しました。本点検・評価の内容を次期プランへつなげるため、施策単位で点検・評価及びヒアリングを実施し、基本施策と事業の結びつきの意識向上や目標の明確化を図りました。点検・評価に当たっては、基本施策の総括的な振り返りをふまえ、令和 7 年度以降の方向性や対応を示しています。

学識経験者によるヒアリングにおいては、次期プランの策定に向けて特に重要であると考えられる事業を学識経験者に選出いただきました。選出された事業だけでなく、その事業がある基本施策内すべての事業をヒアリングの対象とし、関係するすべての所管課が一同に会し、ヒアリングを実施しました。学識経験者からは、基本施策及び事業について指導及び助言を受け、基本施策の評価、点検・評価のあり方、実施手法等について講評をいただきました。

●ヒアリング日程

日時		対象基本施策
第 1 回 令和 7 年 5 月 12 日	午前 9 時から 午後 12 時まで	基本施策 1 「総合的な学力」の育成 基本施策 2 グローバルに活躍できる力の育成 基本施策 3 超スマート社会（Society5.0）で活躍できる力の育成 基本施策 4 豊かな心の育成 基本施策 7 つながる教育の推進
第 2 回 令和 7 年 5 月 12 日	午後 1 時から 午後 4 時まで	基本施策 8 学びの機会の確保 基本施策 9 学校マネジメント力の向上 基本施策 10 信頼される教員の育成 基本施策 14 生涯にわたる学習環境の充実

●学識経験者

森田 英嗣 氏（大阪教育大学総合教育系 教授）

葛西 耕介 氏（東洋大学文学部教育学科 准教授）